

税のお知らせ

償却資産の申告はお早めに

事業を営む企業や個人（以下、事業者）には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産（自動車は大型特殊自動車のみ対象）に対し、固定資産税が課税されます。事業者は、その資産が所在する市町村への申告が必要です。申告が必要と思われる人には、12月中旬までに申告用紙などを送付します。必要事項を記入し、期限までに提出してください。

■問い合わせ・連絡先＝本庁税務課家屋係（内線 356・357）

【提出期限】
29年1月31日（日）
【申告受け付け会場と日時など】

| 会場 | 日時 |
|-------------------|-------------|
| 本庁税務課家屋係 | 随時、受け付けます |
| 江刺総合支所 市民環境課窓口 | 29年1月12日（日） |
| 前沢総合支所 市民環境課窓口 | 29年1月11日（日） |
| 胆沢総合支所 市民環境課窓口 | 29年1月5日（日） |
| 衣川総合支所 市民環境課窓口 | 29年1月13日（日） |
| | 午前9時～午後4時 |
| | 午前9時～正午 |

※各総合支所では、上記以外の平日（年末年始を除く）も受け付けますが、できるだけ上記日時での申告をお願いします

家屋の取り壊しや未登記家屋を取得した際は連絡を

家屋の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税しています。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税しませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認に行きます。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。



農耕用小型特殊自動車は軽自動車税の申告を

乗用装置がある農業用小型特殊自動車は、公道を走行しない場合でも軽自動車税の申告が必要です（固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません）。乗用装置がある農耕用小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

■問い合わせ＝本庁税務課諸税係（内線 337・338）

■対象 農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、田植機、コンバインなど

※乗用装置があり最高速度が時速35km未満のもの
※上記に該当しない農耕用車両のうち、事業用として所有するものは固定資産税（償却資産）の申告が必要



【交付されるナンバープレート】

■申告に必要なもの

- ①販売店から購入した場合
 - ・所有者、使用者の印鑑
 - ・販売証明書（販売店の押印、車台番号、車名の記載あり）
- ②購入以外の場合
 - 譲り受けなどの場合は、本庁税務課諸税係までお問い合わせください

■税額（年額） 2,000円

※毎年4月1日現在の所有者に対して課税

■申告窓口 本庁税務課諸税係または各総合支所市民環境課

除雪作業にご協力ください

市では、冬期間の除雪を12月から実施します。3月までの間、おおむね積雪10cm以上で除雪車が出動します。除雪は、安全で円滑な交通を確保するだけでなく、救急・消防活動のためにも欠かせない作業です。効率よく作業を進めるため、各家庭や地域で次のとおりご協力ください。

●宅地出入り口の雪の除去は各家庭で

道路を除雪した際に、雪で宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。短時間で広範囲の除雪を行わなければならないため、出入り口の雪は各家庭で除去をお願いします。また、宅地内の雪を道路に出すと、道幅が狭くなり路面もでこぼこになって危険です。道路に雪や氷は出さないでください。

●除雪スペースの確保を

植木鉢やプランター、スロープなど、道路に物が置いてあると、作業の妨げや除雪車の故障の原因になるので、撤去をお願いします。また、路上駐車は、作業がはかどらないだけでなく、事故を誘発する恐れがあります。本来の駐車場所に駐車してください。

●道路沿いの樹木の管理を

積雪で木の幹や枝が折れたりしなったりして、作

業や通行の妨げになることがあります。所有者は、道路にはみ出ている樹木の剪定や伐採をお願いします。

●除雪の優先順位へのご理解を

除雪は、生活基盤道路の主要幹線道路、バス路線、通学路を優先的に実施し、その他の道路などは、優先路線終了後に作業します。ご理解をお願いします。

●除雪車とは十分な距離を

除雪車に近寄ると大変危険です。自動車も歩行者も、近くを通るときは十分に安全な距離をとってください。また、道路状況によっては、右側走行で作業する場合がありますので、ご注意ください。

●冬期間は余裕を持った運転を

除雪車は、確実な除雪と事故防止のため低速で走行します。冬期間の自動車運転は、時間に余裕を持ちましょう。



除雪に関する問い合わせ先

- ▶国道4号…岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所（☎2187）
 - ▶県道および国道（107・343・397・456号）…県南広域振興局土木部（☎2881）
 - ▶市道…本庁維持管理課道路河川担当（内線513～516）、各総合支所地域整備課
- 除雪に関する要望は、行政区長や町内会長など、地区の代表者を通じてお願いします

胆沢ダム周辺市道を冬期通行止め

国道397号（尿前～平七沢）の通行止めに合わせて、周辺の市道の通行止めを行っています。これに伴い、奥州湖眺望台、石淵広場、おろせ広場も冬期間は閉鎖します。解除時期は、広報おうしゅうや市ホームページなどでお知らせします。

■通行止め期間 29年4月下旬ごろまで（雪解けの状況により前後する場合あり）

■通行止め路線（路線位置は右図参照）

- ▶市道…①谷子沢南前川山線「栗駒焼石ほっとライン」、②追分東前川山線、③横岳前山市野々線、④馬留線、⑤馬留迎市野々線
- ▶林道…⑥馬留線、⑦尿前線

■問い合わせ 本庁維持管理課管理係（内線 512）

【冬期通行止め路線図】

